



令和3年 9月15日(水)  
(2021年)

No. 15496 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術  
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆中国知財の最新動向 第27回 特許ライセンスの拒絶が中国独禁法の市場支配的  
地位濫用行為に該当するとされた寧波市中級人民法院2021年4月23日判決 (1)

☆日本弁理士会著作権委員会 研究レポート  
No.11 ..... (12)

中国知財の最新動向 第27回

特許ライセンスの拒絶が中国独禁法の市場支配的地位濫用行為  
に該当するとされた寧波市中級人民法院2021年4月23日判決

(寧波科田磁業有限公司 v.日立金属株式会社)

BLJ法律事務所  
弁護士 遠藤 誠<sup>1</sup>

I. はじめに

2021年4月23日、日本の日立金属株式会社は、中国の寧波市中級人民法院から、寧波科田磁業有限公司への特許ライセンスの拒絶が中国独禁法における市場支配的地位濫用行為に該当すると判断され、「取引拒絶」の停止及び490万人民元の損害賠償を命じら

れた<sup>2</sup>。

中国独禁法における市場支配的地位濫用行為を認定するためには、「関連市場」における「市場支配的地位」を「濫用」したことが必要である。

これまでに、中国で特許権者の行為が市場支配的地位濫用行為に該当すると認定された事件はいくつ

創業1923年  
杉村萬国特許法律事務所  
SUGIMURA & Partners

代表弁理士 杉村 憲司 代表弁護士 杉村 光嗣\*

澤田 達也  
福尾 誠  
吉澤 雄郎  
鈴木 治  
加藤 正樹  
甲原 秀俊  
君塚 絵美  
大島 かおり  
山本 睦也  
小山 祐  
金澤 佑太

富田 和幸  
村松 由布子  
田中 達也  
高橋 林太郎  
福井 敏夫  
石井 裕充  
中山 健一  
田中 睦美  
鹿山 昌代  
長瀬 晴佳

塚中 哲雄  
山口 雄輔  
坪内 伸  
河合 隆慶  
齋藤 恭一  
鈴木 俊樹  
井上 高雄  
宮谷 昂佑  
北村 慎吾  
杉原 あずさ

下地 健一  
石川 雅章  
岡野 大和  
酒匂 健吾  
小松 靖之  
柿沼 公二  
辻 啓太  
廣 昇  
伊藤 佐保子  
福村 直久

大倉 昭人  
川原 敬祐  
結城 仁美  
片岡 憲一郎  
朴 暎哲  
藤本 一  
門田 尚也  
鈴木 裕貴  
Eric 邦夫 Morton\*\*  
佐々田 洋一

寺嶋 勇太  
吉田 憲悟  
色部 暁義  
坂本 晃太郎  
粟野 晴夫  
内海 一成  
塩川 未久  
Stephen Scott\*\*\*  
高坂 晶子  
木下 直俊

前田 勇人  
永久保 宅哉  
伊藤 怜愛  
神 紘一郎  
真能 清志  
市枝 信之  
橋本 大佑  
水間 章子  
山崎 誠  
高倉 みゆき

\* 弁護士  
\*\* 米国弁護士  
\*\*\* 欧州弁理士  
岡本 岳\*  
深津 拓寛\*  
野崎 智裕\*  
駒木 寛隆\*  
時井 真\*  
高橋 惠美\*  
鈴木 麻菜美  
貴志 浩充  
高井 良 克己  
松村 直樹

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners  
電話: 03-3581-2241(代表) FAX: 03-3580-0506 URL: <https://sugimura.partners/>  
\* 弁護士 200名 うち弁理士 78名、弁護士 7名、米国弁護士 1名、欧州弁理士 1名